

## 介護時間制度とは？

職員が要介護者を介護するため、**連続する3年の期間内で、1日につき2時間まで取得することができる休暇**です。 ※ 要介護者の範囲は介護休暇と同じです。

- (1) 介護時間は、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分単位で2時間まで取得することができます。なお、1日の勤務時間の始め又は終わりにまとめて2時間取得することも、始めと終わりにそれぞれ分けて取得することもいずれも可能です。
- (2) 介護休暇の指定期間内に、同一の要介護者に係る介護時間を重複して取得することはできません（介護休暇の指定期間中は介護休暇しか取得できません。）。
- (3) 介護時間と育児部分休業を同日に取得する場合は、両者を合わせて1日2時間までとなるようにしなければなりません。

## 介護時間取得イメージ

### 【3年間の取得イメージ】

休暇開始  6月経過

介護時間取得 1年	介護休暇取得 6月	介護時間取得 1年	取得なし 6月	取得不可
--------------	--------------	--------------	------------	------

介護時間の取得を開始した時点から3年の間で取得することが可能（3年間の実際の取得状況に関わらず、取得開始日から3年経過すると介護時間は取得できない）。

また、3年の期間内に、同一の要介護者について介護休暇を取得した場合でも、3年の期間は延長されない。

### 【1日毎の取得方法】

8：30～17：15（休憩12：00～13：00）の勤務の場合

① 8：30～10：30、② 15：15～17：15、③ 8：30～9：30／16：15～17：15のような取得が可能です。10：00～12：00のように、勤務時間の途中で取得することはできません。

## 介護時間を取得した場合の給与の取扱い

勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額が減額されます。また、勤勉手当について、休暇を取得した時間を日に換算して30日を超えた場合は、その全期間を勤務期間から除算して手当額が算出されます。

その他の手当及び昇給については、介護時間を取得したことによる影響はありません。

## 介護時間を取得するための手続き

介護時間処理票に要介護者の状況及び請求の期間を記載のうえあらかじめ所属長に請求します。

なお、証明書類等の提出は必須ではありませんが、所属長は、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類等を職員に提出させることができることとなっています。